

令和2年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和2年9月15日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和2年度 定期監査報告書（第1期）

期日 令和2年5月15日（金）及び5月21日（木）

範囲 平成31年度・令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

5月15日…図書館課

5月21日…横手学校給食センター、平鹿学校給食センター、雄物川学校給食センター、大森学校給食センター

報告対象 課室所等		指摘・要望事項	措置を講じた事項
教育 総務 部	図書館課	1 服務事務 横手図書館の私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第7条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。	登録する私有車の任意保険証書の写しを必要書類とあわせて保管した。
教育 指導 部	平鹿学校給食センター	1 契約事務 委託契約において、契約書に仕様書を添付していない。	契約規則に従って契約するよう改善した。
	雄物川学校給食センター	1 契約事務 (1) 委託契約において、契約保証金の免除条項を明記していない。 (2) 委託契約において、契約保証金の免除条項を誤っている。	(1)、(2) 契約規則に従って契約するよう改善した。
	大森学校給食センター	1 服務事務 旅行命令簿を決裁していない。	旅行命令簿記載後、速やかに決裁するよう改善した。